

○最低賃金法の一部を改正する法律案に対する修正案 新旧対照表

最低賃金法(昭和二十四年法律第五三十七号)

(傍線部分は修正部分)

修 正 案	政 府 案
(地域別最低賃金の原則)	(地域別最低賃金の原則)
第九条 (略)	第九条 賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するため、地域別最低賃金（一定の地域）との最低賃金をいう。以下同じ。（は、あまねく全国各地域について決定されなければならない。）
2 (略)	2 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。
3 前項の労働者の生計費を考慮するに当たつては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。	3 前項の労働者の生計費を考慮するに当たつては、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。